# 唐の國書授與儀禮について

石見清裕

はじめに
一　唐の國書授與儀禮を求めて
　1　賓禮に見える王言
　2　迎勞儀禮における朝堂での敕
　3　國書授與儀禮の所在
二　「皇帝遣使詣蕃宣勞」儀禮復元
三　儀式會場の問題
四　外國使節の活動における諸儀禮位置づけの例
むすび

## はじめに

現代の國際政治において、外交政策に關する閣議決定の通達や、外務大臣と相手國大使・公使との間の通知、條約・協定等の形成・實施にはもちろん踏むべきルールがあり、それらの手續きを行う文書には、書簡、口上書、覺書、通牒、交換公文等のほかに、正式の外交文書ではないが實際にはよく使われる、一國の元首から他國の元首にあてられる署名入りの「親書」が存在する。(1) 東洋前近代史においては、元首から元首への文書は通常「國書」と總稱され、それは現代のこの

狹義の親書に近いが、前近代の外交では唯一最高權限を有する文書であった。特に、隋唐兩王朝を中心に東アジア外交が活況を呈した七～九世紀は、この國書外交が華々しく展開された典型的な時代であったといってよい。そこでは、國の威信をかけて國書の書式や使用される文言に意が注がれ、それがために國家閒關係に問題が生じることすらあったのはよく知られるとおりであり、(2)また唐との友好の意思を表示するために、唐から派遣されてきた使者に周邊國側がこれまで授與された國書を全て陳列して示すというようなケースすら見られた。(3)

唐王朝が發給する國書の書式については、まず金子修一氏が、文書によって冒頭部分の表現に差異があることに注目して、「皇帝敬問」で書き始められる文書は唐と敵國關係にある國を對象とし、「敕」（特例として「皇帝問」）で書き始められる文書は唐と君臣關係にある國を對象とする、という圖式を想定された。(4)これに對して中村裕一氏は、「皇帝敬問」「皇帝問」を冒頭に持つ王言は慰勞制書の書式であり、「敕」を冒頭に持つ王言は論事敕書の書式であることを明らかにし、いずれも國際文書としてだけでなく唐國內の臣下に對しても發せられる王言であって、そこに敵國關係、君臣關係という價値の差は認められないとされた。(5)中村氏の指摘は日本古代史の文書書式研究からも確認され、日本の慰勞詔書の様式を分析された中野高行氏は、その冒頭文言は「天皇敬問」または「天皇問」であり、結語文言は唐の慰勞制書の結語が七世紀後半から八世紀初頭に「遺書、指不多及」という文言に統一された影響を受けて、日本でも八世紀中葉に「遺書」形式が一般的となったとされた。(6)さらに丸山裕美子氏は、「遺書、指不多及」という結語文言は唐の慰勞制書、論事敕書いずれにも共通する書式であり、兩者の様式上の差異はあくまでも文頭表現にあるとされた上で、「皇帝敬問」「皇帝問」「敕」三種の冒頭表記の區別はやはり皇帝と相手との距離によるとされ、その起草の際の差は令や式ではなく、例えば翰林學士院等に備えられた「様」とか「例」といったもう少し規制力の弱いレベルの規定を想定すべき旨を指摘された。(7)また、慰勞制書・論事敕書のほかに、唐代には「牒」形式による國家閒の意思傳達が行われていたことも中村氏によって指摘されており、日本では太政官牒がそれに相當するという。(8)

一方、國書は當然ながら國家の外交上の意志を傳達するものであるから、書式研究のみならず、その內容を分析することによって當該時代の國際關係を解明しようとする研究も行われてきた。石井正敏氏は、張九齡起草の四首の渤海大武藝宛て敕書の發布年代を確定しようとされ、(9) 同じく古畑徹氏は、その發布年時の考證を中心に、一連の唐・渤海關係史の研究を發表された。(10) さらに山內晉次氏は、張九齡起草三五首の外交文書を分析することによって唐が抱いていた外交序列を復元され、その序列では吐蕃・突厥・突騎施等の內陸諸國が上位を占めるのに對し、日本は最下位に位置していたとされた。(11) また、齋藤達也氏は、張九齡國書のうち西域關係七首の起草時期の分析を通じて、開元年間の唐・突騎施關係に迫られた。(12) 日本古代史の分野においても、周知のとおり國書は重大な問題であり、國書問題から對唐外交の對等性を主張する說と、對唐外交は基本的に朝貢と見る說とが公にされている。(13)

以上のように、唐朝發給の國書をめぐっては、これまでは主として、その書式の分析と、その文言內容からする國際關係の分析に焦點があてられ、またそれによってさらに多くの問題を派生させることも可能にしてきた。しかしながら、それならば唐は外國使節に對してどのようにして國書を授與したのかという問題となると、實はその具體的な國書傳達の場や儀式については、詳細はさほど解明されていないといっても過言ではない。

また、現在唐が發給した國書と目される文書は、外國宰相や羈縻州首領に宛てたものも含めると、『文苑英華』卷四六八～四七一に約六〇首存在し、それらは張九齡『曲江集』卷八～一二、白居易『白氏長慶集』卷五六～五七、『冊府元龜』外臣部等と重複する。これら唐代國際文書の研究は、中村氏の慰勞制書・論事敕書研究によって飛躍的に發展したのであるが、それでも『舊唐書』『冊府元龜』等には、それを國書と見てよいのかどうか判斷に迷う外交上の王言にしばしば出會うことがある。それらは、例えば慰勞制書・論事敕書の冒頭と末尾部分とが省略して採錄されているために、一見すると國書とは見えない場合もあろうし、あるいはそうではなく、國書以外の王言を採錄している例も當然ながら存在するはずである。このような、史書採錄文書が國書なのか、そうでないのかを判斷するにあたっても、唐の外交儀禮を踏ま

え、どのような儀式の場でどのような王言が發せられるのかを分析することは、一つの有效な手段と思われる。

私は、これまでに、唐を中心とする東アジア世界の國際關係を明らかにするため、唐が諸外國の朝貢使節をどのように受け入れ、どのようにしてそれらに對處したのか、その具體的な姿を浮き彫りにしようとして、いくつかの賓禮儀式の場を復元した。(14) そこで小論では、その一環として、唐朝の國書授與を儀禮の側面から取り上げ、問題點をさぐってみたい。

## 一　唐の國書授與儀禮を求めて

### 1　賓禮に見える王言

さて、國書は國家元首閒の正式な意志通達手段であるから、その授受には當然ながらそれ相應の儀式をともなうものと見なければならない。しかしながら、玄宗朝の儀禮式次第を集大成した『大唐開元禮』の賓禮の中には、外國使節への「國書授與」を銘打った儀式は、不思議なことに見當たらないのである。『開元禮』賓禮の禮目は後述のとおり六篇であるが、これに先行する『貞觀禮』は、『舊唐書』禮儀志一に、

太宗皇帝踐祚之初……定著吉禮六十一篇、賓禮四篇、軍禮二十篇、嘉禮四十二篇、凶禮六篇、國恤五篇、總一百三十八篇、分爲一百卷。

とあり、賓禮四篇、總計一三八篇であったことが知られ、それが高宗朝になって、

高宗初、議者以貞觀禮節文未盡、又詔……重加緝定、勒成一百三十卷。

とあるごとく、より詳細な『顯慶禮』が編纂された。ところが、則天武后執政以後は五禮は主として周禮に依るようになり、しかも貞觀・顯慶二禮も廢されずに併用されたため、儀式參定が非常に煩瑣となり、そこで玄宗朝になって今事に沿うようにそれらを折衷改訂する必要が生じ、その結果開元二〇年（七三二）に完成したのが、吉禮五五篇、賓禮六篇、軍

禮二三篇、嘉禮五〇篇、凶禮一八篇、總一五二篇の『大唐開元禮』一五〇卷である。(15)

すると、『貞觀禮』の四篇の賓禮禮目が『顯慶禮』を經て、『開元禮』に至って禮目の一部が削除されたと見るよりは、むしろ唐禮の改訂は禮目がより詳細化されていく流れと見る方が自然であり、『貞觀禮』『顯慶禮』に規定されていた外國使節への國書授與儀禮が『開元禮』では切り捨てられてしまったとは考えにくい。その後、『開元禮』が玄宗朝以降も儀式の指針とされたことは史料上も確認される。(16) とすれば、唐の國書が長安のどこかの官署でこっそりと祕密裏に外國使節に手渡されるのでない限りは、『開元禮』の何處かに同儀式は認められねばならないはずである。それならば、唐の國書授與儀式とは一體どの儀禮がそれに相當するのであろうか。

そもそも國書とは王言の一種である。すると、まず手順としては、唐が外國使節を待遇する諸儀禮の中で、どの儀禮の、どのような場面で、使節に對していかなる王言が發せられるのかを確認すべきである。唐の外國使節對應儀禮は、『大唐開元禮』卷七九・八〇、賓禮に、

(1)「蕃主來朝遣使迎勞」〔蕃主の來朝に、使ひを遣はして迎勞せしむ〕
(2)「皇帝遣使戒蕃主見日」〔皇帝、使ひを遣はして蕃主に見日を戒せしむ〕
(3)「蕃主奉見（注・奉辭禮同）」〔蕃主の奉見（注・奉辭の禮も同じ）〕
(4)「皇帝受蕃使表及幣（注・其勞及戒見日亦如上儀）」〔皇帝、蕃使の表及び幣を受く（注・其の勞及び戒見日も亦た上儀の如し）〕
(5)「皇帝宴蕃國主」〔皇帝、蕃國主を宴す〕
(6)「皇帝宴蕃國使」〔皇帝、蕃國使を宴す〕

の六儀禮が規定されており、これらの式次第中には幾度か王言が發せられる機會が認められる。それならば、それらの王言のうちいずれが唐からの國書にふさわしいであろうか。

まず、(1)儀禮は蕃主（外國國家元首）の長安到着に對して唐側の使者が歡迎・慰勞する儀式であるが、これが蕃使（外國使節）にも適用されることは(4)儀禮の注文から明らかである。式次第は、まず候館（驛館または客館）あるいは遠郊において蕃主に慰勞の幣（束帛）が授與され（蕃使には束帛授與はなし）、その際に唐皇帝の使者から「宣制」があり、ついで會場を朝堂に移し、蕃主は北面して通事舍人より「宣勞の敕」を受けるのである。したがって、この儀式では王言は「制」と「敕」の二種が發せられることになる。

(2)は蕃主に皇帝謁見日を通達する儀式であり、この儀式が蕃使にも適用されることは(1)と同様である。蕃主または蕃使は客館の東階の上で西面し、西階上で東面する皇帝使者から謁見日の「宣制」を受ける。[17]

(3)は蕃主の皇帝謁見儀禮であるが、注文から蕃主歸國送別の儀も本儀禮に準ずることが窺える。蕃主は太極殿の殿庭にて「制」を受け、ついでさらに「勞の制」を受けてから「敕」で昇殿が許される。西階より昇殿した蕃主は、南面する皇帝の西南で東面して座を占め、殿上で「制」によって勞問を受け、最後にもう一度「勞の制」を受けて客館に歸る。ここでは五回王言が發せられ、通達役はすべて侍中である。

(4)は通常の遣唐使の皇帝謁見儀禮に相當し、蕃主の場合を參照すれば、使節の歸國送別の儀も本儀禮に準じたのであろう。[18] 外國使節は太極殿の殿庭より國書と貢物を獻上し、それが濟むと、皇帝は通事舍人を介して蕃國主を問う「制」、その臣下を問う「敕」、さらに慰勞の言を發し、最後に外國使節は敕を受けて客館に歸る。[19]

(5)と(6)は賜宴儀禮であり、(5)の蕃主の場合は、會場の殿庭に入場した蕃主は「敕」を受けて昇殿し、贄幣の獻上にあたって唐皇帝はそれを受け取る「制」（「朕其受之」）を發し、乾杯・會食・樂舞の順で宴が進んだ後、蕃主は再び殿庭に降りてそこで唐からの「筐篚」（返禮品）が授與されると同時に皇帝の「敕」が宣せられ、退場する。(6)の蕃使の宴會も、贄幣獻上がないだけで(4)ですでに獻上、それ以外の式次第は(5)と同様である。[20]

以上が賓禮の式次第に看取される王言のすべてである。これらを表にまとめてみれば、**表1**のごとくになろう。

**表1**　『大唐開元禮』賓禮に見える王言

| 儀禮名 | 王言〔（　）内は會場〕 |
|---|---|
| (1)蕃主來朝遣使迎勞 | ①慰勞の制（驛館・客館・遠郊のいずれか）　②宣勞の敕（朝堂） |
| (2)皇帝遣使戒蕃主見日 | ③謁見日傳達の制（客館） |
| (3)蕃主奉見 | ④制（太極殿殿庭）　⑤勞の制（同）　⑥昇殿の敕（同）　⑦勞問の制（殿上）　⑧還館の制（同） |
| (4)皇帝受蕃使表及幣 | ⑨蕃國主を問う制（太極殿殿庭）　⑩臣下を問う敕（同）　⑪慰勞の言（同）　⑫還館の敕（同） |
| (5)皇帝宴蕃國主 | ⑬昇殿の敕（太極殿殿庭）　⑭贄幣を受け取る制（殿上）　⑮筐篚授與と同時の敕（殿庭） |
| (6)皇帝宴蕃國使 | ⑯昇殿の敕（太極殿殿庭）　⑰筐篚授與と同時の敕（同上） |

さて、**表1**の計十七の王言のうち、國書の發給としてはどれがふさわしいであろうか。このうち、まず、⑥、⑧、⑫、⑬、⑭、⑯は儀式進行上の發言であるので國書にかかわる言としては不適切であり、同様に③もその性格上除外してよい。また、(3)の蕃主奉見儀禮において蕃主は昇殿するのであり、殿上での⑦勞問の制がある以上、それ以前の殿庭での④、⑤で國書に相當する王言が讀み上げられるとも思えず、これらも儀式進行のための言といえよう。(1)の迎勞儀禮では二種の王言が發せられ、①は蕃主・蕃使の長安到着を歡迎・慰勞する言であるが、ただし②の朝堂における敕は、留意しておく必要があろう。

このように整理してみると、**表1**『開元禮』賓禮中の王言のうち、國書としての可能性が殘されるのは、②の朝堂における敕、⑦の蕃主奉見における殿上での制、⑨⑩⑪の使節謁見における一連の言、⑮⑰の宴會儀禮における返禮品授與とともに發せられる敕、の四種ということになる。以下、これらを逐一檢討してみよう。

## 2　迎勞儀禮における朝堂での敕

まず、前掲**表1**の②を分析しておきたい。というのも、賓禮中の王言のうち、この敕だけは特別に朝堂にて北面して受

ける王言であるだけに、注目されるからである。それでは、どのように執り行われる儀禮なのか、『開元禮』に記される式次第を段落分けして訓讀してみよう。

〔原　文〕

蕃主來朝遣使迎勞

(1) 前一日、守宮①設次於候館②門之外道右、南向。

(2) 其日、使者至、掌次者引就次。蕃主服其國服、所司引立於東階下、西面。（凡蕃主進止所司先引、制使皆謁者先導。）使者朝服、出次立於門西東面、從者執束帛立於使者之南。

(3) 蕃主有司③出門東、西面曰「敢請事」。使者曰「奉制勞某主（稱其國名）」。有司入告、蕃主迎於館門外之東、西面再拜。使者與蕃主俱入。使者先升立於西階上、執束帛者從升立於使者之北、俱東面。蕃主升立於東階上、西面。

(4) 使者執幣稱「有制」。蕃主將下拜、使者曰「有後制、無下拜」。蕃主旋北面、再拜稽首。使者宣制訖、蕃主進受幣。（綵五匹爲一束。其蕃主答勞使、各以土物、其多少相準、不得過勞幣。勞於遠郊④其禮同。蕃主還遣贈於遠郊亦如之。勞蕃使卽無束帛。）退復位、以幣授左右、又稱再拜稽首。使者降、出立於館門外之西、東面。蕃主送於館門之外、西面止。

(5) 使者蕃主揖⑤。使者俱入讓升。蕃主先升東階上西面、使者升西階上東面。蕃主以土物儐⑥使者、使者再拜受、蕃主再拜送物。使者降出、蕃主從出門外、皆如初。蕃主再拜、送使者還。

(6) 蕃主入、鴻臚迎引詣朝堂⑦、依方北面立。所司奏聞、舍人承敕、出稱「有敕」。蕃主再拜。宣勞訖又再拜。所司引就館、如常儀。

〔語　釋〕

①「守宮」　衞尉寺守宮署。儀式における出席者の席次を掌る。

②「候館」　通常は驛傳制の驛館（長安ならば都停驛）の意であるが、ここは客館を指すと思われる。後掲第三節參照。

③「蕃主有司」　「蕃主の有司」と訓じ、蕃主付きの官人の意。外國使節案內係。

④「勞於遠郊」　延曆遣唐使が長安東郊の長樂驛で迎來を受けたのは、その一例である。『日本後紀』卷一二、延曆二四年六月乙巳の條。

⑤「揖（ゆう）」　えしゃくする。兩手を胸の前で組み合わせて先方に敬意を表す禮。

⑥「儐（ひん）」　むくいるの意。『周禮』秋官、司儀、「賓繼主君」の疏、「儐者、報也」。

⑦「朝堂」　唐宮城の朝堂は、宮城の南正門である承天門の外に東西に分かれて建てられていた。『唐兩京城坊考』卷一、西京、宮城、承天門の注に、「門外有朝堂。東有肺石、西有登聞鼓、其門上有樓。」〔門外に朝堂有り。東に肺石有り、西に登聞鼓有り、其の門上に樓有り〕とある。太極殿、承天門、朝堂の位置關係は、渡邊信一郎氏『天空の玉座―中國古代帝國の朝政と儀禮―』（柏書房、一九九六年）、一六五頁の圖を參照されたい。

〔訓　讀〕

蕃主の來朝に、使ひを遣はして迎勞せしむ。

(1) 前一日、守宮、次を候館の門の外道の右に設け、南向せしむ。

(2) 其の日、使者至らば、次を掌る者、引きて次に就かしむ。蕃主、其の國服を服し、所司引きて東階の下に立ちて西面せしむ。（凡そ、蕃主の進止は所司先引し、制使はみな謁者先導す。）使者は朝服し、次を出でて門の西に立ちて東面し、從者は東帛を執りて使者の南に立つ。

(3) 蕃主の有司、門の東に出で、西面して曰く、「敢へて事を請ふ」と。使者曰く、「制を奉じて某主を勞す（其の國名を稱す）」と。有司入りて告げ、蕃主、館門の外の東に迎へ、西面して再拜す。使者と蕃主、俱に入る。使者、先に升りて西階の上に立ち、束帛を執る者、從ひて升りて使者の北に立ち、俱に東面す。蕃主升り、東階の上に立ちて西面す。

(4) 使者、幣を執りて稱す、「制有り」と。蕃主將に下拜せんとすれば、使者曰く、「後制有れば、下拜する無かれ」と。蕃主旋りて北面し、再拜稽首す。使者、制を宣し訖らば、蕃主進みて幣を受く。（綵五匹を一束と爲す。其れ、蕃主、勞使に答ふるに、おのおの土物を以てす。其の多少は相準じ、勞幣に過ぐるを得ず。遠郊に勞するも、其の禮は同じ。蕃主還るに、遠郊に遣贈するも、亦た之の如し。蕃使を勞するは、卽ち束帛無し。）退きて位に復し、幣を以て左右に授け、また再拜稽首を稱す。使者降り、出でて館門の外の西に立ち、東面す。蕃主、館門の外に送り、西面して止まる。

(5) 使者と蕃主、揖す。使者俱に入りて升を讓る。蕃主先に東階の上に升りて西面し、使者、西階の上に升りて東面す。蕃主、土物を以て使者に儐し、使者再拜して受け、蕃主再拜して物を送る。使者降りて出で、蕃主從ひて門外に出づること、みな初めの如し。蕃主再拜し、使者の還るを送る。

(6) 蕃主入り、鴻臚迎へ引きて朝堂に詣り、方に依りて北面して立つ。所司奏聞し、舍人、敕を承り、出でて稱す、「敕有り」と。蕃主再拜す。勞を宣し訖らば、また再拜す。所司、引きて館に就かしむること、常儀の如し。

さて、式次第を整理してみると、(1)儀式前日の準備、(2)儀式當日における唐皇帝使と蕃主（蕃使）の基本的位置、(3)皇帝使は館に入り、階上で蕃主（蕃使）と東西に向かい合う、(4)皇帝使は制を宣し、蕃主に綵束を授與（蕃使の場合はなし）、いったん館外に戻る、(5)皇帝使再び入館し、階上にて蕃主（蕃使）より土產を受け、退館、(6)蕃主（蕃使）は鴻臚寺官吏に

よって朝堂に案内され、北面して通事舎人より勞の敕を受け、歸館、のごとくである。これからわかるとおり、本儀禮は、京師に到着した外國使節を唐が迎え入れ、使節は土産（國信物に準ずるか）を獻上し、それに對して唐皇帝からの勞いの言葉がかけられる儀式である。

この式次第でまず注目されるのは、問題の(6)朝堂での宣敕は、その前の(1)〜(5)に續いて一連の流れとして位置づけられている點である。とすれば、この敕は、外國使節が長安に到着して閑もなく發せられるものと見なければならない。ところで、實際に唐から外國君主に宛てて發せられた國書と目される文書中には、例えば、『冊府元龜』卷九七五、外臣部褒異二所載、開元一九年（七三一）に新羅の金興光に與えた書に、

所進牛黃及金銀等物省表、具知卿二明慶祚三韓善鄰、時稱仁義之鄉、代著勳賢之業。

〔進むる所の牛黃及び金銀等の物は、表を省るに、具さに卿の、二明慶祚にして三韓善鄰し、時に仁義の鄉と稱せられ、代々勳賢の業を著すを知る。〕

とあり、『文苑英華』卷四七〇、翰林制詔五一所載、「與黠戛斯書」に、

朕已於三殿面對、兼賜宴樂、竝依來表不更滯留。續遣重臣、便申冊命。故先達此令旨。

〔朕、已に三殿に於て面對し、兼ねて宴樂を賜ひ、竝びに來表に依りて更に滯留せしめず。續ぎて重臣を遣はし、便ち冊命を申さん。故に先に此の令旨を達せん。〕

とあり、張九齡『曲江集』卷九所載、「敕渤海王大武藝書」（第一書）に、

覩卿表狀、亦有忠誠。可熟思之、不容易爾。

〔卿の表狀を觀るに、また忠誠有り。つらつら之を思ふべきに、容易ならざるのみ。〕

と見えるなど、すでに唐皇帝が外國使節からの表と進物を受け取った旨の文言をふくむものが散見され、さらにはすでに賜宴も濟んだ旨を傳える文書すら存在する。これらの文言を考慮すれば、唐側からの國書は、外國使節からの國書・貢物

を受理した後、その返答として出されると見るのが自然なのであり、したがって、使節の長安到着後間もなく執り行われる「迎勞儀禮」の勞敕を、國書宣旨として捉えることはできないのである。

それならば、朝堂で宣せられるこの敕は、實際にはどのような内容の王言なのであろうか。一例をあげれば、『册府元龜』巻九七四、外臣部褒異一に、

（開元五年、七一七）十一月丙申、契丹李失活來朝。詔勞之曰、「卿等累覃邦化、多歷年所、城池郡邑、冠蓋相望、往緣邊牧、非任遂令。卿等失業、念彼雄藩、鞠爲茂草。今卿等削摧異俗、歸誠本朝、頻獻封章、益明忠款、克復州鎮、宛如平昔。失活將尚公主、永爲藩臣、入拜闕庭、良深慰喜。卿等涉路遠來、得平安好否。近屬節假、不得早與卿相見。且向曹司安置。待後進止。」

〔（開元五年）十一月丙申、契丹の李失活來朝す。詔して之を勞ひて曰く、「卿ら、累ねて邦化に覃び、多く年所を歷し、城池郡邑は冠蓋相ひ望み、往緣邊牧は任に非ざれども令を遂ぐ。卿ら、業を失へども、彼の雄藩を念ひ、鞠ひて茂草を爲す。今、卿ら、異俗を削摧し、誠を本朝に歸し、頻りに封章を獻じ、益々忠款を明かにし、州鎮を克復すること、宛も平昔の如し。失活、將て公主を尚り、永く藩臣と爲り、入りて闕庭に拜し、良に慰喜を深くす。卿ら、路を涉りて遠來し、平安なる好を得るや否や。近く節假（正月行事）に屬すれば、早く卿と相ひ見ゆるを得ず。且に曹司に向ひて安置せしめん。後の進止を待て」と。〕

と見える詔は、その好例といえよう。同書には續いて、

六年正月壬寅、奚王李失活、永樂公主還蕃。命有司加等、祖餞其私覿物六千段。

〔六年正月壬寅、奚王李失活、永樂公主、蕃に還る。有司に命じて等を加へ、其の私覿の物六千段を祖餞せしむ。〕

とあり、この時の李失活らの歸國は翌年の正月であった。とすれば、前年十一月の詔は、彼らが唐に到着して閑もなく發せられたものである點や、特にその末尾の文言からも、これを國書と見ることは不自然であり、「迎勞儀禮」での敕を傳

えたものと見るべきなのである。

### 3　國書授與儀禮の所在

それでは、前掲表1のうち、殘る⑦、⑨〜⑪、⑮⑰の三種はどうであろうか。

まず、「蕃主奉見」儀禮の⑦の場合は、蕃主からの國書進呈が賓禮には見えず、そもそも蕃主に對して唐側の國書が發給されるのかどうかという基本的な問題すら殘されるが、⑦の勞問の制に相當すると思われる王言を史料中に檢索してみると、『冊府元龜』卷九九九、入覲に、

玄宗開元二年二月癸巳、奚王李大酺等來朝。上謂之曰、「卿等爲朕外藩、款誠夙著、爰初州屬、職貢相仍。往緣寄任、非才拙於綏撫、因使卿等、猜貳頗成阻絶。而能不忘本、翻然改圖。覽所獻書、具知至懇。大酺將尙縣主、（李）失活又遣近親、竝自邊隅、同臻洛邑。朕今與卿等相見、喜慰良深。」

〔玄宗の開元二年（七一四）二月癸巳、奚王李大酺ら來朝す。上、之に謂ひて曰く、「卿ら、朕の外藩と爲り、款誠夙に著れ、爰に初めて州屬し、職貢相仍れり。往緣に寄任すれども、非才は綏撫を拙けられ、因りて卿等をして、猜貳して頗る阻絶を成さしむ。而れども、能く本を忘れず、翻然として圖を改む。獻ずる所の書を覽るに、具さに至懇を知れり。大酺は將て縣主を尙り、（李）失活はまた近親を遣はし、竝びに邊隅より、同に洛邑に臻る。朕、今卿らと相ひ見え、喜慰良に深し」と。〕

と見える、奚王李大輔（酺）の來朝に對して發せられた玄宗の言は貴重な例であろう。(21) 外國元首自身の入朝は極めて希有なことであろうが、そうした事態が生じて奉見儀禮が行われた場合、そこで宣せられる勞問の制は、引用文の末尾のごとき文言を含むものであったと思われる。とすれば、そのような制を唐からの國書と見ることはできない。なお、文中に「獻ずる所の書」とあるのは、この時の朝貢には契丹の李失活の使節も同行しているので、もし外國元首の來朝には國書

を持参しないたてまえであると解するならば、この場合は契丹からの書を指すのであろう。

次に、「皇帝受蕃使表及幣」儀禮において外國使節の國書と貢物を受理した後に唐皇帝が發する⑨、⑩、⑪はどうであろうか。實は、幸いなことにこれらの王言の具體例が『日本書紀』巻二六、齊明天皇五年（唐顯慶四年、六五九）秋七月戊寅の條に引用された『伊吉連博德書』に見え、日本遣唐使の高宗謁見の狀況を、

（閏十月）二十九日、馳せて東の京に到る。天子、東の京に在せり。三十日、天子相見て問訊ふ、「日本國の天皇、平安にますやいなや」と。使人謹みて答ふ、「天地に德を合はせて自ら平安なることを得たり」と。天子問ひて曰く、「事を執れる卿等、好在るやいなや」と。使人謹みて答ふ、「天皇、憐み重えば、また好在ることを得たり」と。天子問ひて曰く、「國內は平らかなりやいなや」と。使人謹みて答ふ、「治は天地に稱て、萬民事無し」と。……天子重ねて曰く、「……使人遠く來りて辛苦ならん。退きて館裏に在れ。……」と。

と傳えている。ここに見える高宗の言は、文字どおり前掲**表1**の⑨蕃國主を問い、⑩臣下を問い、⑪慰勞の言を述べているのであり、これらも國書の宣旨にはふさわしくない。

すると、賓禮中の王言のうち、唐側の國書宣旨・授與の可能性が最も高いのは、前掲**表1**、「宴會」儀禮の⑮と⑰、特に通常の使節の場合の⑰の敕ということになる。というのも、⑰の敕は使節への「筐篚」（はこ）授與とともに宣せられるのであるが、『唐會要』巻五四、省號上、中書省の條に、

其年（聖曆三年、七〇〇）四月三日敕、「應賜外國物者、宜令中書具錄賜物色目、附入敕函內。」

［其の年（聖曆三年）の四月三日敕す、「應に外國に賜ふべきの物は、宜しく中書をして具さに賜物の色目を錄さしめ、附して敕函の內に入れよ」と。］

とあって、唐側からの返禮品の品目は文書にして「敕函」に附入されるのであり、また、この敕を宣するのは通事舍人であるが、『大唐六典』巻九、中書省、通事舍人の條に、

通事舍人、掌朝見、引納及辭謝者、於殿庭通奏。

〔通事舍人は、朝見、引納及び辭謝の者の、殿庭にて通奏するを掌る。〕

とある職掌にもふさわしく思えるからである。すなわち、外國使節からの國書と貢物を受理した唐王朝側は、その返禮として宴を賜い、その宴の最後に使節に返禮品を手渡し、それと同時に唐からの國書が宣せられて、その國書が返禮品目リストとともに箱に入れられて使節に授與されるのではないかと考えられてくるのである。

しかしながら、詔敕が入れられる箱は右の『唐會要』に「敕函」とされ、また唐末の國際文書の書式や使用する用紙・寶函、印の有無を規定した『翰林學士院舊規』所載「答蕃書幷使紙及寶函等事例」（『知不足齋叢書』第一三集、翰苑羣書上、所收）にも「函」とあるように、通常は「筐篚」という語は用いない。「筐」も「篚」も本來は食料・衣服等を入れる「四角いカゴ」の意であり、「筐篚」と熟せば進物・贈答品そのものをも指す。例えば、『詩經』小雅、鹿鳴の詩序に、

鹿鳴、燕羣臣嘉賓也。既飲食之、又實幣帛筐篚、以將其厚意。然後忠心嘉賓得盡其心矣。

〔鹿鳴は羣臣嘉賓を燕するなり。既に之に飲食せしめ、また幣帛を筐篚に實て、以て其の厚意を將ふ。然る後に忠心嘉賓、其の心を盡すを得。〕

とあり、『禮記』曲禮上、「賀取妻者曰」の疏に、

賀者聞彼昏而送筐篚、將奉淳意。

〔賀する者、彼の昏を聞きて筐篚を送り、將て淳意を奉ず。〕

とあり、『晉書』卷八六、張寔傳に、

（張寔）下令國中曰、「……自今有面刺孤罪者、酬以束帛、翰墨陳孤過者、答以筐篚、謗言於市者、報以羊米。」

〔（張寔）令を國中に下して曰く、「……今より孤の罪を面刺する者有らば、酬ゆるに束帛を以てし、翰して孤の過を墨陳する者は、答ふるに筐篚を以てし、市に謗言する者は、報ゆるに羊米を以てせよ」と。〕

とあり、『梁書』巻三六、江革傳に、

（江）革曰、「我通不受餉、不容獨當故人筐篚。」至鎮、惟資公俸、食不兼味。

〔（江）革曰く、「我れ通ずるに餉を受けず、獨り故人の筐篚に當たるを容れず」と。鎮に至りて、惟だ公俸のみ資とし、食するに味を兼ねず。〕

とあるがごとくである。したがって、賓禮・宴會儀禮の「筐篚」を「敕函」と混合して、**表1**、⑰の敕を國書と見ることはできない。この場合の「筐篚」はあくまでも唐からの返禮品を指しているのであり、一方、それら返禮品リストは國書に付されて「敕函」に入れられるのであって、そしてそのリストとは、白居易『白氏長慶集』巻五七、「與迴鶻可汗書」（『文苑英華』巻四六八、採錄）の中に、

今賜少物、且如別錄。

〔今、少物を賜ふこと、且に別錄の如し。〕

と見える「別錄」がまさにそれに相當しよう。國書（敕函）と返禮品（筐篚）とが嚴然と區別されていたことは、詩佛王維が朝衡（阿倍仲麻呂）の歸國を送った「祕書晁監の日本國に還るを送る」の序で、

篋命賜之衣、懷敬問之詔。

〔命賜の衣を篋（はこ）にし、敬問の詔を懷にす。〕

と呼び分けているとおりである。

さて、以上のように見てくると、唐の賓禮に見える十七の王言は、國書の宣旨または授與としては全てがそれにふさわしくないという結論に至らざるを得ない。ただし、そうはいっても、國書の宣旨・授與を『開元禮』が記述上省略している可能性を想定する必要もあろう。例えば、『册府元龜』巻九七四、外臣部、褒異一には、

（開元五年、七一七）十月丁卯、日本國遣使朝貢。戊辰、敕曰、「日本國遠在海外、遣使來朝、既涉滄波、兼獻邦物。

其使眞人莫問等、宜以今月十六日、於中書宴集。」

〔(開元五年)十月丁卯、日本國、使ひを遣はして朝貢す。戊辰、敕して曰く、「日本國は遠く海外に在るに、使ひを遣はして來朝す。既に滄波を渉り、兼ねて邦物を獻ず。其の使眞人莫問等、宜しく今月十六日を以て、中書にて宴集すべし」と。〕

とあり、これは日本の遣唐使に宴會日を傳達した敕であるが、宴會日傳達の儀禮は上掲賓禮には見えない。おそらくは謁見日傳達儀禮とほぼ同様の儀式があったものと思われるが、『開元禮』はそれを省略しているのである。したがって、國書授與の儀禮そのものを『開元禮』が削除してしまったかもしれず、また先述宴會儀禮の「筐篚」が「敕函」ではないとしても、それと同時に執り行われた國書授與を『開元禮』が式次第中に略筆した可能性が全くないとはいい切れないのである。

しかしながら、國書とは、通常は一國の國家元首から相手國への元首(もしくはそれに準ずる立場の者)に宛てて發せられる文書であり、前近代の國際文書の中でも最高レベルに位置するものである。その國書授與の儀式を、相手國からの國書受理ばかりでなく、その謁見日の通達まで事細かに規定している唐の禮制が全く省略してしまったとは、どうしても考え難い。とすれば、唐の國書授與儀禮は、われわれは『開元禮』中の賓禮以外の部分に求めざるを得ないであろう。すると、『開元禮』嘉禮中に見える「皇帝遣使詣蕃宣勞」儀禮が浮かび上がってくるのである。

## 二　「皇帝遣使詣蕃宣勞」儀禮復元

問題の「皇帝遣使詣蕃宣勞」儀禮の式次第は『大唐開元禮』卷一二九、嘉禮、および『通典』卷一三〇、開元禮纂類二五、嘉禮九に載せられる。今、『開元禮』に基づき、『通典』を參照して、儀式を復元してみよう。

〔原　文〕

皇帝遣使詣蕃宣勞

(1) 前一日、執事者設使者次於大門外道東①、南向。

(2) 其日、使者至、執事者引就次。使者以下俱公服。蕃主朝服②立於東階東南、西面。使者出次、執事者引使者、立於大門外之西、東向③。使副立於使者西南④、持節者立於使者之北少退、令史⑤二人對擧⑥詔書案、立使副西南、俱東面⑦。

(3) 執事者引蕃主、迎使者於門外之南⑧、北面再拜。使者不答拜。執事者引使者入、持節者前導、持案者次之、入門而左⑨。使者詣階閒、南面立。持節者立於使者之東、少南西面、使副立於使者西南、持案者⑩立於使者之南、北面⑪。

(4) 持節者脫節衣。持案者進使副⑫前、使副取詔書、持案者退復位。使副進授使者、退復位。使者稱「有詔⑬」。蕃主再拜。使者宣詔訖、蕃主又再拜。執事者引蕃主、進使者前、北面受詔書、退立於東階東南、西面。

(5) 持節者加節衣。執事者引使者、持節者前導、持案者次之、出復門外位。執事者引蕃主拜送於大門外。使者還於次、執事者⑭引蕃主入。

〔語釋・校異〕

①「東」　『通典』も「東」に作るが、ここは「西」の誤りの可能性がある。後述參照。

②「朝服」　十通本『通典』は「朝堂」に作るが、もちろん「朝服」が正しい。

③「東向」　『通典』は「東面」に作る。

④「西南」　『通典』には「南」の字なし。

⑤「令史」　本來文書事務を掌る官であるが、唐代には各官署に令史は存在する。門下、あるいは中書屬官の令史であろう。

⑥「對擧」　對は「揚（あげる）」、もしくは「そろって」の意。令史二名はともに東面するのであるから、ここは令史が「向かい合って」の意には取れない。

⑦「東面」　『通典』は「東向」に作る。

⑧「南」　「東」の誤りか。後述參照。

⑨「左」　正門西部より入った使者らが位置を中央に移すことを意味するのであろう。後述參照。

⑩「持案者」　『通典』にはこの後、「立使副西南、俱東面。執事者引蕃主入（使副の西南に立ち、俱に東面す。事を執る者、蕃主を引きて入り）」の文あり。『開元禮』では、詔書案を持つ者が使者と南北で向かい合う形となっておかしいし、また蕃主の位置も不明となるので、ここは『開元禮』の脱文と解される。

⑪「北面」　宋版『通典』は「北向」に作る。

⑫「使副」　『通典』は「使者」に作るが、後文の流れからここは『開元禮』が正しい。

⑬「有詔」　十通本『通典』には「有」の字なし。

⑭「執事者」　『通典』には「者」の字なし。

〔訓　讀〕

皇帝、使ひを遣はし蕃に詣りて勞を宣せしむ

(1) 前一日、事を執る者、使者の次を大門の外道の東に設け、南向せしむ。

(2) 其の日、使者至らば、事を執る者引きて次に就かしむ。使者以下は俱に公服。蕃主は朝服もて東階の東南に立ち、西面す。使者、次を出づれば、事を執る者、使者を引きて大門の外の西に立たしめ、東向せしむ。使副は使者の西南に立ち、節を持する者は使者の北に立ち、やや退き、令史二人、詔書の案を對擧して使副の西南に立ち、俱に東面す。

(3) 事を執る者、蕃主を引きて、使者を門外の南に迎へ、北面して再拜せしむ。使者、拜に答へず。事を執る者、使者を引きて入り、節を持する者前導し、案を持する者、之に次ぎ、門を入りて左す。使者、階の閉に詣り、南面して立つ。節を持する者は使者の東に立ち、やや南して西面し、使副は使者の西南に立ち、案を持する者は〔使副の西南に立ち、俱に東面す。事を執る者、蕃主を引きて入り、〕使者の南に立ちて北面せしむ。

(4) 節を持する者、節衣を脱す。案を持する者、使副の前に進み、使副、詔書を取り、案を持する者、退きて位に復す。使副進みて使者に授け、退きて位に復す。使者稱す、「詔有り」と。蕃主再拜す。使者、詔を宣し訖らば、蕃主また再拜す。事を執る者、蕃主を引きて使者の前に進み、北面して詔書を受け、退きて東階の東南に立ち、西面せしむ。

(5) 節を持する者、節衣を加ふ。事を執る者、使者を引き、節を持する者前導し、案を持する者、之に次ぎ、出でて門外の位に復す。事を執る者、蕃主を引きて、大門の外に拜送す。使者、次に還らば、事を執る者、蕃主を引きて入る。

以上が「皇帝遣使詣蕃宣勞」儀禮である。式次第を段落ごとに整理してみれば、(1)式前日の準備、唐皇帝からの使者の席次を儀式會場の門外に設置する、(2)式當日、まず蕃主は東階の東南から西面し、皇帝使者は門外の西より東面し、變則的に東西對面の位置關係をとる、(3)蕃主は門外に出て北面して皇帝使者を迎え、皇帝使者は入場して階の閉に南面して位置を占め、ついで蕃主も入場して皇帝使者と南から北面して向かい合う、(4)皇帝使者は詔を宣し、おわれば蕃主は詔書を受け取り、東階の東南に戻って西面する、(5)皇帝使者は退場し、蕃主はそれを門外に送り、皇帝使者が門外の席次に就けば、蕃主は會場に入って儀式は終了する、のごとくである。

さて、本儀式次第には「東階」「階閉」が登場するが、これは文字どおり東西に並ぶ二本の階段のことで、他の儀式（例えば前掲賓禮の「蕃主來朝遣使迎勞」儀禮や「皇帝遣使戒蕃主見日」儀禮）を參考にすれば、この東西の階段は南北に延びており、門はその北側に設定されていると見なければならない。[22] すると、本儀式開始時における蕃主の基本的位置、すなわ

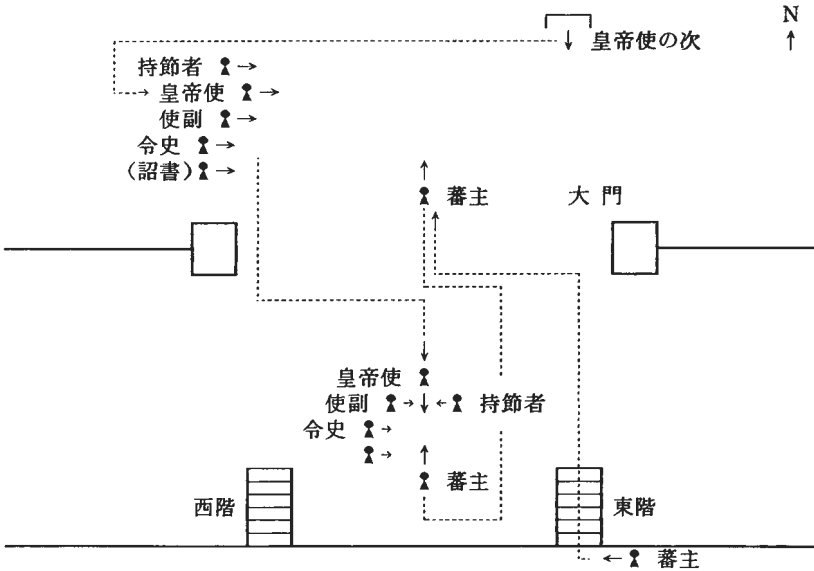


圖1　「皇帝遣使詣蕃宣勞」儀禮概念圖

ち「東階の東南」とは、東の階段の階上で西面することになり、蕃主はそこから階下に降りて皇帝使者を迎えることになる。そして、式次第を一讀して解るとおり、本儀式ではあらかじめ蕃主が儀式會場にいることが大前提となっており、蕃主が唐皇帝から派遣されてきた使者を迎え入れるのであって、これは東西對面の場合は西面する側を「主」、東面する側を「客」とする中國の禮制上の位置關係とも一致する。(23) これらのことは、賓禮「蕃主來朝遣使迎勞」儀禮、「皇帝遣使戒蕃主見日」儀禮の式次第でも同樣であり、本儀式はそれら賓禮二儀禮と禮思想の基本的部分において完全に符號するのである。〔語釋・校異〕の①、⑧、⑨では、こうした點を踏まえて訂正の可能性や解釋を示したが、今はなるべく式次第に沿って本儀式を概念圖化してみれば、**圖1**のようになろう。

本「皇帝遣使詣蕃宣勞」儀禮では、詔書の受け手は一貫して「蕃主」と表現されるが、すでに前節でも見たとおり、賓禮ではまず蕃主を對象として式次第が設定され、「蕃使」の場合はそれに準ずるものとされる。そして、賓禮中に見える王言の全てが外國使節に對する國書の宣賜にふさわしくはなく、さらには『大唐開元禮』の賓禮以外の部分を檢索しても、外國に對す

る王言宣賜が規定されている儀式は、本儀禮以外には見當たらないのである。とすれば、諸外國からの使節に對して數限りなく賜られたであろう唐の國書とは、それは本儀禮に則って授與された可能性が最も高いと見ることができるのである。

## 三　儀式會場の問題

前節までで、唐が外國からの使節に國書を授與する儀禮の最有力候補として、「皇帝遣使詣蕃宣勞」儀禮にたどり着いた。しかしながら、同儀禮を唐の國書授與儀禮と決めつけるには、實はまだ問題が殘されるのである。というのも、そもそも同儀禮の題名は「皇帝、使ひを遣はし、蕃に詣りて勞を宣せしむ」というものであり、この題名を素直に受け取れば、「唐側が使者を外國に派遣し、その國の元首に唐皇帝からの册立等の詔敕を宣授する儀禮」とも解釋され得るからである。(24) そう解した場合には、本儀禮は外國で行われる儀式ということになり、式次第で國書授與の對象が「蕃主」としか表現されていなかったこと、蕃主が主人の立場で唐使者を迎えることの二點は、むしろ當然のこととして無理なく理解できよう。ただし、そうした利點がある一方で、そのように解釋した場合には、「勞を宣す」という儀式標題はそぐわないという短所もまた同時に生じてくる。

ところで、唐側からの使節が外國に派遣された場合、唐皇帝からの詔敕がその國の代表者に「宣し」て授與されることは疑いない。『舊唐書』卷一九七、南詔傳には、德宗の貞元九年（七九三）、唐の使節として南詔蠻に赴いた巡官崔佐時が、たまたま時を同じくして吐蕃の使節も南詔を訪問していたため、吐蕃にふたまたの露見するのを恐れた南詔王の弄策を不快に感じ、わざと大聲で詔書を宣したというエピソードが傳えられている。それならば、このような外國での國書宣授は、「皇帝遣使詣蕃宣勞」儀禮に則して行われるものなのであろうか。

『舊唐書』卷一九五、迴紇傳には、肅宗乾元元年（七五八）に、寧國公主出降の隨行使および英武威遠毗伽可汗册立使

として迴紇に赴いた漢中王卹の事績が載せられ、そこには、

及卹至其牙帳、毗伽闕可汗衣赭黄袍、胡帽、坐於帳中榻上、儀衞甚盛。引卹立於帳外。……卹不拜而立。可汗報曰、「兩國主君臣有禮。何得不拜。」卹曰、「唐天子以可汗有功、故將女嫁與可汗結姻好。……可汗是唐家天子女婿、合有禮數。豈得坐於榻上受詔命耶。」可汗乃起奉詔、便受册命。

〔卹の其の牙帳に至るに及び、毗伽闕可汗、赭黄袍、胡帽を衣て、帳中の榻（こしかけ）上に坐し、儀衞甚だ盛んなり。卹を引きて帳外に立たしむ。……卹、拜さずして立つ。可汗報じて曰く、「兩國主、君臣に禮有り。何ぞ拜さざるを得んや」と。卹曰く、「唐の天子、可汗に功有るを以て、故に女を將て可汗に嫁與し姻好を結ばんとす。……可汗は是れ唐家の天子の女婿なれば、合に禮數有り。豈に榻上に坐して詔命を受くるを得んや」と。可汗乃ち起ちて詔を奉じ、便ち册命を受く。〕

とある。また、同書巻一六五、殷侑傳には、憲宗元和年間（八〇六～八二〇）にやはり迴紇に使いした殷侑が當地で遭遇したこととして、

（殷侑）既至虜庭。可汗初待漢使、盛陳兵甲、欲臣漢使而不答拜。侑堅立不動。宣諭畢、可汗責其倨、宣言欲留而不遣。行者皆懼、侑謂虜使曰、「可汗是漢家子婿。欲坐受使臣拜、是可汗失禮。非使臣之倨也。」可汗憚其言、卒不敢逼。

〔（殷侑）既に虜庭に至る。可汗初め漢使を待するに、盛んに兵甲を陳し、漢使を臣とせんと欲して拜に答へず。侑、堅く立ちて動かず。宣諭畢りて、可汗、其の倨（おごり）なるを責め、宣して留めて遣らざらんと欲すと言ふ。行者みな懼るに、侑、虜使に謂ひて曰く、「可汗は是れ漢家の子婿なり。坐して使臣の拜を受けんと欲するは、是れ可汗禮を失へり。使臣の倨に非ざるなり」と。可汗、其の言を憚り、卒に敢て逼らず。〕

とある。これらのエピソードはいずれも、唐側の使者は皇帝の詔敕を傳達するに際して唐禮を守らんとし、一方外國側は

自國の禮に從ってそれを受けようとし、その兩者が對立したことを傳えているのである。

唐から派遣されてきた使節をどのように待遇するかは、當然ながら各國・各民族にそれぞれ固有のもてなし作法があったはずである。例えば、國書を受け取る儀式ではないが、宴會儀禮について見てみれば、『舊唐書』卷一九六上、吐蕃傳上には、

宴異國賓客、必驅犛牛、令客自射牲以供饌。

〔異國の賓客を宴するに、必ず犛牛を驅り、客をして自ら牲を射さしめ、以て供饌す。〕

とあり、同書卷一九四上、突厥傳上には、開元一三年（七二五）に玄宗が派遣した使節に對して、

小殺與其妻及闕特勤・暾欲谷等、環坐帳中設宴。

〔小殺、其の妻及び闕特勤・暾欲谷等とともに、帳中に環坐して宴を設く。〕

というもてなしをして、その席上で兩國家の意志交換を行っており、また同書、迴紇傳には、代宗派遣の使者が帳前にて舞踏しなかったため、迴紇可汗が使者を訪問したというエピソードが載せられている。さらに迴紇傳には、唐が長慶二年（八二二）に太和公主を迴紇に送って、彼女を可敦に册立した際の儀式が載せられており、それによれば、まず迴紇可汗が樓に昇って東面して坐し、公主は樓下の氈上にて「胡法」を敎わり、輿に乘って日の方向に九回轉り、その後昇樓して可汗とともに東面して坐し、群臣の朝謁を受けたという。

また、わが國の例を見ても、『延喜式』卷四六、左衞門府、大儀の條には「元日、卽位及び蕃國使の表を受くるを謂ふ」と注され、日本では外國使節の國書を受ける儀式の儀衞はこの大儀で行われるが、それによれば近衞兵は會昌門の內外、應天門外、朱雀門外等の竜尾道以南の諸門に配置され、天皇は後殿に御すのであり、外國使節は南側から北上して入場し、天皇は南面して位置すると解するのが自然である。(25)

このように、唐からの使節や公主を迎え入れ、もてなす儀式は、各民族固有の作法によって執り行われるのであり、そ

してそれは國書の拜受においてもやはり同様であったと考えるべきであろう。とすれば、問題の「皇帝遣使詣蕃宣勞」儀禮が外國での國書傳達儀禮を規定したものだと解し得る唯一の殘された道は、外國側の理念はともかく、唐側の立場としては、唐の使者が外地に赴いて國書を傳達する際には、あくまでもそれは同儀禮に基づいて施行されるべきだとする理念をもっており、したがってそれが『開元禮』にも反映され、式次第が規定されていた、とする考え方であろう。

しかしながら、同儀禮の式次第によれば、そこには南北に延びる二本の階段が東西に、その北方に門が用意されていることが大前提となっており、蕃主は東の階段上に西面して位置を占めてから、儀式が開始されるのである。外國で執り行われる儀式であるならば、このような細部に至るまでを決めておく必要があるであろうか。いささか極論ではあるが、こうした階段が、例えば北方遊牧民族にはそぐわないことは、唐側は十分承知していたはずである。また、同儀禮を外國での儀式次第ととらえると、今度は唐國内で外國使節に國書を授與する儀禮が存在しなくなってくる。唐三百年を通じて、唐の使節が外國に派遣されるよりは、逆に外國使節が唐に派遣されてくる場合の方が實際にははるかに多かったはずであり、その際に唐の國書が授與されたことは疑いない。とすれば、肝心の國内での式次第を規定せずに、國外でのそれを規定しておくと見るのは、いかに唐が國際帝國であろうとも、やはり不自然といわざるを得ない。假に、外國で唐の國書が授與される際に、それが『開元禮』「皇帝遣使詣蕃宣勞」儀禮に沿って執行されているように見えたとしても、それはあくまでも唐國内における儀禮に準じて行われた結果、もしくは唐の儀禮規定が周邊諸國に傳播した結果、と見るべきなのである。(26)

さて、それならば、問題の「皇帝遣使詣蕃宣勞」儀禮は、一體唐國内の何處で行われるのであろうか。前節で見た式次第をもう一度確認すると、國書の受け渡しそのものの場面では唐皇帝からの使者と蕃主（蕃使）とが南面・北面で向かい合うが、それ以前に唐の使者を迎える蕃主（蕃使）は會場の東階上で西面して待ち受け、唐の使者側は門外の西にて東面して蕃主（蕃使）の出迎えを受ける。くり返していうが、この東西の對面關係は、蕃主（蕃使）側が「主」、皇帝使者側が

「客」の立場に立つ主客關係を示す。すなわち、同儀禮は、蕃主（蕃使）側が主の立場に立って唐皇帝の使者を迎え入れることが前提となって設定されているのである。とすれば、唐の都においてこのようなことがあり得る空閑としては、鴻臚寺・鴻臚客館以外には想定できない。事實、『舊唐書』卷一九九上、新羅傳には、元和三年（八〇八）のこととして、新羅の使節金力奇が、「貞元一六年（八〇〇）に唐は新羅の金俊邕を新羅王に、その母申氏を太妃に、妻叔氏を王妃に立てようとしたところ、金俊邕の死去によってその册立は實行されなかったので、現在中書省に保管されているその册書を受け取って歸國したい」と申し出たところ、憲宗はそれに對して、

金俊邕等册、宜令鴻臚寺於中書省受領、至寺宣授與金力奇、令奉歸國。仍賜其叔彥昇門戟、令本國準例給。

〔金俊邕等の册は、宜しく鴻臚寺をして中書省より受領せしめ、寺に至らば宣して金力奇に授與し、奉じて國に歸らしめよ。仍りて其の叔彥昇に門戟を賜い、本國をして例に準じて給せしめよ。〕

という敕を發している（『唐會要』卷九五、新羅の條、ほぼ同文）。この新羅使節のケースによって、國書は「宣して授與」されることと、その儀式會場が鴻臚寺（おそらくは鴻臚客館）であったことが、あらためて確認されるのである。本文中末尾部分の「門戟」とは、威儀附けのために宗廟・宮殿その他の公門に列せられる戟であるが、これが付與されたというだけで、新羅に歸ってから唐禮に從って國書傳達儀禮を執行するよう命じているとまでは解せない。

唐代の鴻臚寺では、貞元五年（七八九）、同六年（七九〇）、太和七年（八三三）に、可汗死去を傳えに來たウイグル使者に對する弔問の儀が行われており（『舊唐書』迴紇傳）、また肅宗朝には吐蕃使節との閒に、血を歃って蕃戎の禮を申す盟誓の儀が行われている（同吐蕃傳）。これらを參考にしてみても、外國使節に對して國書が授與される場としては、鴻臚寺もしくはその付屬客館たる鴻臚客館が最もふさわしいのである。

それならば、「皇帝遣使詣蕃宣勞」儀禮はなぜ賓禮ではなく、嘉禮に置かれるのであろうか。そもそも、唐の五禮（吉禮・賓禮・軍禮・嘉禮・凶禮）のうち、吉禮は「皇帝冬至祀圜丘」「皇帝正月上辛祈穀于圜丘」等のように、皇帝が「天子」

として行う儀禮を集大成したものである。それに對して、嘉禮は「皇帝」としての立場で行う儀禮が中心であり、「皇帝遣使詣蕃宣勞」の前後には「宣敕書」「羣臣詣闕上表」「羣臣奉參起居」「皇帝遣使宣撫諸州」「皇帝遣使諸州宣制勞會」「皇帝遣使諸州宣敕書」「諸州上表」等が集められている。とすれば、外國使節への國書もあくまでも詔敕として出されるのであるから、それは使節接待を規定した賓禮に置くのではなく、百官・諸州への王命と同列に位置づけられていたと理解されよう。

以上のことを踏まえて、もう一度問題の「皇帝遣使詣蕃宣勞」という儀式題名を見てみると、これは皇帝が使者を「蕃主・蕃使の滯在場所」に送り、遠路はるばる使節を派遣してきたことに對して「勞いを宣する」の意と解して、大過なかろう。同儀式題名は、『通典』卷一三〇、開元禮纂類二五は同題名とし、『新唐書』禮樂志には禮名の記載はない。しかし、『六典』卷四、禮部所載の禮目篇名には、

四曰嘉禮、其儀有五十。……四十七曰、遣使慰勞諸蕃。(27)

とある。むしろこの『六典』の篇名の方が、より實情に近いのである。

## 四　外國使節の活動における諸儀禮位置づけの例

最後に、上述してきたことに基づいて、實際の外國使節の活動記錄中のいくつかに、唐の諸儀禮を位置づけてみたい。そうすることによって、唐の儀禮運用のあり方と、唐土での遣唐使の動向に對する理解が一層深まると思われるからである。

まず、『舊唐書』迴紇傳には、肅宗至德二年（七五七）にウイグルの援助で安史の亂から長安が回復された時のこととして、

及肅宗還西京、十一月癸酉、葉護自東京至。敕百官於長樂驛迎。上御宣政殿宴勞之。葉護升殿、其餘酋長列於階下、

賜錦繡綵金銀器皿。及辭歸蕃、上謂曰、「能爲國家就大事成義勇者、卿等力也。」葉護奏曰、「迴紇戰兵、留在沙苑。今且須歸靈・夏取馬、更收范陽、討除殘賊。」己丑、詔曰、「功濟艱難、義存邦國、萬里絶域、一德同心、求之古今、所未聞也。迴紇葉護……可司空、仍封忠義王、每載送絹二萬匹至朔方軍。宜差使受領。」

〔肅宗の西京に還るに及び、十一月癸酉、葉護、東京より至る。百官に敕して長樂驛に迎へしむ。上、宣政殿に御し、宴して之を勞ふ。葉護、殿に升り、其の餘の酋長は階下に列し、錦繡綵綵金銀器皿を賜ふ。辭して蕃に歸るに及び、上謂ひて曰く、「能く國家の爲に大事を就し義勇を成すは、卿らの力なり」と。葉護奏して曰く、「迴紇の戰兵、留りて沙苑に在り。今且に須らく靈・夏に歸りて馬を取り、更に范陽を收め、討ちて殘賊を除くべし」と。己丑、詔して曰く、「功は艱難を濟ひ、義は邦國に存し、萬里絶域、德を一にし心を同じくするは、之を古今に求むれども、末だ聞かざる所なり。迴紇葉護……司空に可なりて、仍りて忠義王に封じ、每載絹二萬匹を送りて朔方軍に至らしめん。宜しく使ひを差して受領すべし」と。〕

とある。ここでは、(a)長樂驛での出迎え、(b)宣政殿での宴會、(c)辭去の禮席での會話、(d)詔書、の順に記載されるが、このうち、(a)は第一節で見た「蕃主來朝遣使迎勞」儀禮であり、(b)は宴會儀禮、(c)は「蕃主奉見」に卽して行われる奉辭の禮、(d)が國書宣授と見てよい。(d)の詔書は『册府元龜』卷九六五、外臣部封册三に採錄されている。

次に、わが國遣唐使の歸朝報告を見てみよう。『續日本紀』卷三五、寶龜九年（七七八）十月乙未の條所載、寶龜遣唐使の小野滋野の報告は、

正月十三日、(28) 長安城に到る。卽ち外宅に於て安置供給す。……十五日、宣政殿に於て禮見す。天子御せず。是の日、國信及び別貢等の物を進む。天子、非分喜覩し、羣臣に班示す。三月廿二日、延英殿に於て對見す。請ふ所、並な允す。卽ち內裏に於て宴を設く。官賞差有り。四月十九日、監使揚光耀、口敕を宣べて云く、「今、中使趙寶英等を遣はし、答信の物を將て日本國に往かしむ。其の駕船は揚州に仰せて造らしむ。卿ら、之を知れ」と。廿四日、事畢り

て拜辭するとき、奏して云く、「本國、行路遙遠にして、風漂准无し。今、中使云に往き、波濤を冒渉して、萬一顚躓せば、恐らくは王命に乖かん」と。敕して答ふ、「朕、少し許りの答信の物有り。今、寶英らを差して押送せしむ。道義の在る所、以て勞と爲さざれ」と。卽ち銀鋌の酒を賜ひて、以て別れを惜しむなり。六月廿四日、揚州に到る。

と記され、同行した大伴繼人の十一月乙卯條の歸朝報告には、

正月十三日、長安に到る。卽ち內使趙寶英を遣はして、馬を將て迎接し、外宅に安置せしむ。三月廿四日、乃ち龍顏に對して事を奏す。四月廿二日、辭見して首路す。敕して內使揚光耀をして監送し、揚州に至り發遣せしむ。

とある。これらによれば、寶龜遣唐使は、(a)正月一五日の宣政殿での禮見（天子御せず）と國信・別貢の進呈、(b)三月二二日（大伴繼人報告では二四日）の延英殿での對見、(c)同日の內裏での宴、(d)四月一九日の監使揚光耀の口敕、(e)二四日の辭去の禮での對話、を報告している。このうち、(a)はおそらくは先揭「蕃主來朝遣使迎勞」儀禮、段階(6)の朝堂での宣勞の敕を受ける禮に相當し、(b)(c)が謁見、宴會儀禮、そして(d)が國書の宣授、あるいはそれとほぼ時を同じくしての歸途に關する傳達であろう。

また、『日本後紀』卷一二、延曆二四年（八〇五）六月乙巳條所載、延曆遣唐使の藤原葛野麻呂の歸朝報告には、

（延曆二三年）十二月廿一日、上都の長樂驛に到りて宿す。廿三日、內使趙忠、飛龍家細馬廿三匹を將て迎來し、兼ねて酒脯を持して宣慰し、駕して卽ち京城に入り、外宅に於て安置供給す。……廿四日、國信別貢等の物、監使劉昂に附して天子に進む。劉昂歸り來り、敕を宣して云く、「卿ら、遠慕朝貢し、奉進する所の物、極めて是れ精好なり。朕、殊に喜歡せり。時寒く、卿ら好く在れ」と。廿五日、宣化殿に於て禮見す。天子衙せず。同日、麟德殿に於て對見す。請ふ所並な允す。卽ち內裏に於て宴を設く。官賞差有り。……（唐・貞元）廿一年正月元日、含元殿に於て朝賀あり。二日、天子不豫なり。廿三日、天子雍王适（德宗）崩ず。春秋六十四。……二月十日、監使高品宋惟澄、

答信物を領して來る。兼ねて使人に告身を賜ひ、敕を宣して云く、「卿ら、本國の王命を銜み、遠來して朝貢す。國家の喪事に遭ひ、須らく緩々として將息して歸鄉すべきに、卿らの頻りに早く歸らんと奏するに縁り、茲に因りて纏頭物を賜ひ、兼ねて宴を設く。宜しく之を知るべし。本鄉に却廻し、此の國喪を傳へよ。相ひ見えんと欲するを擬れども、此の重喪に縁りて、之を宜しくするを得ず。好去せよ、好去せよ」と。事畢りて首途す。敕して內使王國文をして監送し、明州に至りて發遣せしめんとす。三月廿九日、趙州永寧驛に到る。越州は卽ち觀察府なり。觀使王國文、驛館に於て臣らを喚し、敕書の函を附して、便ち上都に還る。

とある。整理すれば、(a)一二月二一日の長樂驛での內使趙忠の迎來、(b)二四日の國信・別貢の進呈と皇帝からの返答の敕、(c)二五日の宣化殿での禮見（天子御せず）と麟德殿での對見、(d)同日の內裏での宴、(e)翌年元日の朝賀、(f)二月一〇日の返禮品の授與と宣敕、(g)三月二九日の越州驛館での敕書函の授與、のごとくである。(a)は東郊での出迎え、(b)は「迎勞」儀禮の朝堂での宣勞の敕、(c)の謁見儀禮と(d)の宴會儀禮を經て延曆遣唐使は(e)元日朝賀の儀に出席し、そして本來は宴會儀禮で行われる返禮品授與がその後の(f)で執行され、この遣唐使は國書を歸途の(g)越州驛館で授與されたのである。このように本來の規定が一部變更して儀禮が執行されるのは、その時々の唐側の都合や擔當責任官吏の判斷もあろうし、また唐後半期の制度の弛緩も考慮すべきであろう。

なお、圓仁が同行した承和遣唐使に關しては、『入唐求法巡禮行記』開成四年（八三九）正月二一日の條に、揚州滯在の圓仁のもとに、前年入京した長岑判官の傔從村淸[29]の書狀が屆き、そこには、

今月（開成三年十二月）三日、辰の時、長樂驛に到る。敕使迎來し、傳へて詔問を陳べ、禮賓院に到らしめ、兼ねて朝拜畢れり。

と記されていたという。ここにいう長樂驛での敕使の迎來とは、先述の「蕃主來朝遣使迎勞」儀禮が「遠郊に於て勞する」形で行われたものであり、そこで述べられた「詔問」は前掲**表1**の①「慰勞の制」であって、もちろんこれを國書の

宣賜と取ってはならず、また兼ねて行われた「朝拜」も「迎勞」儀禮の朝堂での宣勞の敕を受ける禮を指したものと見てよい。なぜならば、『巡禮行記』開成四年二月二四日の條で、歸國の途につくために長安から楚州に戻ってきた大使藤原常嗣が圓仁に再會し、圓仁の天臺山巡禮の申請が不成功に終わったいきさつを說明して、

京に到るの日、卽ち請益僧（圓仁）の臺州に往くの事を奏するに……賓禮使云ふ、「未だ對見せざるの前は、諸事奏聞するを得ず」と。

と悔述しているとおり、承和遣唐使の皇帝謁見はもっと後日のことと見るべきだからである。

## むすび

以上、述べてきたことを要約すると、

(1) 唐王朝の外國使節に對する國書授與の儀禮式次第は『大唐開元禮』賓禮中には規定されておらず、また賓禮諸儀禮で發せられる一七種の王言も全て國書の宣授にはふさわしくない。

(2) そこで、賓禮以外の儀禮に檢索すると、嘉禮「皇帝遣使詣蕃宣勞」儀禮が注目される。この儀禮は、詔書を持參した唐皇帝使者を外國使節が迎え入れ、北面してその宣賜を受け、皇帝使を送り出す形で執行される。

(3) 同儀禮は、一見するとその篇名から、外國に派遣された唐側の使節が當地で詔書を宣授する儀式と受け取られがちだが、そう解釋すると、唐國內で外國使節に國書を宣賜する儀式が見當たらなくなってしまうこと、同儀式には階段や門等の準備があらかじめ必要であり、諸外國に唐がそれを求めたとは考えにくいこと、實際には諸外國ではこの儀式どおりに唐使節から國書を受けてはいないこと、等の點から、同式次第は唐國內での執行規定と解すべきである。その儀式會場は、基本的には鴻臚客館であったと思われる。

(4) 國書授與儀禮や賓禮諸儀禮、特に王言が發せられる場面を整理すると、史書に採錄される外交上の王言がいかなる

儀禮場面で發せられたものかが限定され、それによって唐土での外國使節の活動と唐の對處のしかたをより具體的に理解することができよう。

のごとくである。

## 註

(1) 外務省外交史料館・日本外交史辭典編纂委員會編『日本外交史辭典』(新版、山川出版社、一九九二年)、「外交文書」「外交文書の形式」等の項。

(2) 聖德太子が小野妹子に託して隋煬帝にあてた國書は特に有名であるが、その他には、唐・建中二年(七八一)に吐蕃にあてた國書で「貢獻」「賜」「領取」の表現が問題となった事例(『舊唐書』卷一九六下、吐蕃傳下)を擧げておく。

(3) 『舊唐書』吐蕃傳上に、開元一七年(七二九)のこととして、

贊普等欣然請和、盡出貞觀以來前後敕書、以示。

とある。

(4) 金子修一「唐代の國際文書形式について」(『史學雜誌』第八三編第一〇號、一九七四年)。

(5) 中村裕一『唐代制敕研究』(汲古書院、一九九一年)、第二章「慰勞制書(慰勞詔書)」、第一節「慰勞制書式」(初出一九八六年)、第二節「慰勞制書の起源」(同一九八八年)、第三節「慰勞制書と『致書』文書」(同一九八六年)、第三章「敕書」、第五節「論事敕書」(同一九八〇年)、第六節「論事敕書の傳達」(同一九八〇年)。

(6) 中野高行「慰勞詔書に關する基礎的考察」(『古文書研究』第二三號、一九八四年)、同「慰勞詔書の『結語』の變遷について」(『史學』第五五卷第一號、一九八五年)。

(7) 丸山裕美子「慰勞詔書・論事敕書の受容について」(『延喜式研究』第一〇號、一九九五年)。なお本論文は、日本の慰勞詔書・論事敕書の繼受が外交文書としてだけでなく、その本來的機能(臣下に對する褒賞・慰勞・訓誡)にあったことを明らかにする點に主眼が置かれている。

(8) 中村裕一「渤海國咸和一一年(八四一)中臺省牒—古代東亜國際文書の一形式—」(『唐代官文書研究』、中文出版社、一九九一年)。田島公「外交と儀禮」(岸俊男編、日本の古代・第七卷『まつりごとの展開』、中央公論社、一九八六年)も參照。

(9) 石井正敏「張九齡作『敕渤海王大武藝書』について」(『朝鮮學報』第一一二號、一九八四年)。

(10) 古畑徹「大門藝の亡命年時について—唐渤紛爭に至る渤海の情勢—」(『集刊東洋學』第五一號、一九八四年)、「唐渤紛爭の展開と國際情勢」(同第五五號、一九八六年)、「張九齡作『敕渤海王大武藝書』第一首の作成年時について—『大

門藝の亡命年時について』補遺―」（同五九號、一九八八年）、「張九齡作『敕渤海王大武藝書』と唐渤紛爭の終結―第二・三・四首の作成年時を中心として―」（『東北大學東洋史論集』第三輯、一九八八年）等。

（11）山內晉次「唐より見た八世紀の國際秩序と日本の地位の再檢討」（『續日本紀研究』第二四五號、一九八六年）。

（12）齊藤達也『曲江集』所收の西域關係敕書の起草時期」（『早稻田大學大學院文學研究科紀要』別册第一九集、哲學・史學編、一九九三年）。

（13）前者の立場に立つ研究として、山田英雄「日・唐・羅・渤聞の國書について」（『日本考古學・古代史論集』、吉川弘文館、一九七四年）を、後者としては、森公章「古代日本における對唐觀の研究」（『弘前大學國史研究』第八四號、一九八八年）を擧げておく。わが國遣唐使の國書持參・非持參の問題を扱った論考は枚擧に暇がなく、主要なものについては、拙稿「唐代外國使の皇帝謁見儀式復元」（『史滴』第一二號、一九九一年、拙著『唐の北方問題と國際秩序』、汲古書院、一九九八年、再錄）、註(8)を參照されたい。

（14）拙稿「唐の鴻臚寺と鴻臚客館」（『古代文化』第四二卷第八號、一九九〇年）、「唐代外國使の皇帝謁見儀式復元」（前掲）、「唐代朝貢使節の宴會儀禮について」（『小田義久博士還曆記念東洋史論集』、眞陽社、一九九五年、以上いずれも前掲書再錄）。

（15）古典研究會『大唐開元禮―附大唐郊祀錄―』（汲古書院、一九七二年）所收、池田溫「大唐開元禮解說」、參照。

（16）『舊唐書』卷一四九、柳冕傳、一六〇、李翺傳、卷一七一、李漢傳、卷一八七下、忠義傳下、景讓傳、等。

（17）前掲拙稿「唐の鴻臚寺と鴻臚客館」參照。

（18）外國使節の辭見の儀式は、『六典』卷四、禮部膳部郎中の條に蕃客の「設食料・設會料」の規定が見えるので、食料が供された可能性があり、あるいは宴會儀禮に準ずる儀式が行われたのかもしれない。

（19）前掲拙稿「唐代外國使の皇帝謁見儀式復元」參照。

（20）前掲拙稿「唐代朝貢使節の宴會儀禮について」參照。

（21）宋版『册府元龜』は、引用文冒頭の「奚王」を「奚饒樂郡王」に作っており、『舊唐書』卷一九九下、北狄、奚傳によれば、李大輔が饒樂郡王に册封されたのは開元三年、彼の入朝は開元五年のことである。なお、文中に「猜貳して頗る阻絕を成し……」とあるのは、奚は契丹と表裏して高宗朝以來唐に叛服を繰り返したからである。

（22）前掲、拙稿「唐の鴻臚寺と鴻臚客館」參照。

（23）岡安勇「中國古代史料に現われた席次と皇帝西面について」（『史學雜誌』第九二編第九號、一九八三年）。

（24）中村裕一氏は、『唐代制敕研究』第三章第六節「論事敕書の傳達」で、本稿で取り上げた「皇帝遣使詣蕃宣勞」儀禮の式次第を引用され（同書六六六～六七〇頁）、同儀禮を、唐の使節が外國で國書を傳達する儀式と解されている。その根據は、①貞元一〇年（七九四）の南詔での唐敕書の傳達（『蠻書』卷一〇）、②北宋・宣和五年（一一二三）の高麗での詔の傳達（『宣和奉使高麗圖經』卷二五、受詔）、の二例が「皇

帝遣使詣蕃宣勞」儀禮と酷似するというものである。

(25) 日本の平城京等の宮殿・門の配置については、岸俊男「都城と律令國家」（岩波講座『日本歴史』二、古代二、一九七五年）、また朝堂院概念圖は、前掲日本の古代・第七卷『まつりごとの展開』、一〇三頁、參照。

(26) 唐禮の周邊諸外國への傳播については、『唐會要』卷三六、蕃夷請經史の條に、

（開元）二十六年六月二十七日、渤海遣使求寫唐禮及三國志、晉書、三十六國春秋、許之。

とあり、前掲中村氏引用の『宣和奉使高麗圖經』にも、その卷八、人物の條に、

仰稽本朝官制、而以開元禮參之。

と見える。

(27) 前掲『大唐開元禮—附大唐郊祀錄—』、池田溫氏「解說」の禮目篇名は「遣使慰勞諸蕃」を採っている。

(28) 版本によっては「正月三日」に作るが、今は吉川弘文館國史大系本による。

(29) 判官長岑高名の傔從、白鳥村主清岑のこと。傔從は、主人と官僚制的にというより、むしろ人格的に結びついていた從者で、遣唐使の樣々な活動を背後で支えていた。詳細は、石野雅彥「遣唐使の中の傔從（傔人）—『入唐求法巡禮行記』を中心に—」（『史學研究集錄』第二一號、一九九六年）參照。

# ON THE CEREMONY OF PRESENTING THE NATIONAL DOCUMENT 國書 BY THE TANG DYNASTY

IWAMI Kiyohiro

Two kinds of studies have been taken place concerning the sovereign's message given to foreign envoys during the Tang Dynasty. The first one mainly focuses on the form of the message, while the other deals with the international relations described in the contents. Therefore, they have not clarified what kind of ceremony was held at the presentation of the message to the foreign envoys.

In the "Bin Li" 賓禮 (Rituals of guest greeting) of the Tang, there was no regulation over the way of the presentation. Although the Tang Emperor was found to have uttered words to the envoys on 17 different occasions, none of these words represented the presentation of the message.

If we look at other rituals besides the "Bin Li", we discover the ceremony at which the words of the Emperor were read aloud and then the message was presented to the envoys in the "Jia Li" 嘉禮 (Rituals of greeting the subjects by the Emperor). Concerning the procedure of this ceremony, the foreign envoys first welcomed the messenger sent by the Tang Emperor, then received the diplomatic documents, and lastly sent out the messenger. This ceremony was held on the Tang territory instead of the capitals of foreign countries, and it was the ceremony of presenting the Tang sovereign's message indeed. It was held at an assembly hall called "Ying-bin Guan" 迎賓館, the guest palace. Through this concrete description of the ritual form, our understanding of the structure of the world of East Asia is largely deepened.